【1食あたりの標準負担額（自己負担額）】

区分			
A	一般の方（B･Cに該当しない方）		510円
B	市町村民税非課税等の組合員とその扶養者の方（Cに該当する方を除く）	過去12ヶ月の入院日数が90日以下	240円
		過去12ヶ月の入院日数が90日超	190円
C	Bのうち、所得が一定基準に満たない方		110円